

## 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月30日 11時40分ごろ
発生場所	大分県大分市佐賀関港北東方沖 関埼灯台から真方位281° 2,450m付近 (概位 北緯33° 16.3′ 東経131° 52.6′)
事故の概要	プレジャーボート美風は、西進中、また、プレジャーボート <sup>なぎ</sup> は、 漂流中、両船が衝突した。 美風は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、 <sup>なぎ</sup> は、左舷外板の破損 等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月5日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指 名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 美風、3.3トン OT3-60145（漁船登録番号）、個人所有 第294-21725号（船舶検査済証の番号） B プレジャーボート 凧、0.7トン 294-24916大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷外板に破損、右舷舷縁に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、漁場を移動するために西進中、船首方に他船を見掛けな かったため、船首方に他船はいないものと思って航行していた。 船長Bは、漂流中、左舷方至近となったA船に気づき、衝突の危険 を感じて海に飛び込んだ。
分析	A船は、西進中、船長Aが、船首方に他船を見掛けなかったため、 船首方に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを適切に 行っていなかったことから、漂流中のB船に気付かなかったものと考え られる。 B船は、漂流中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかった ことから、左舷方から向かってくるA船が至近となって気付いたもの と考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが、船首方の見張りを適切に行っておら

	<p>ず、また、B船の船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
--	--